

# 岐阜県公報

## 目次

### 規 則

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正する規則	(地域福祉国保課)	一
岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	六

号外 (三) 平成二十五年 三月二十九日

## 規 則

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正する規則

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項を除く。)中「振興局長」を「振興局等の長」に改める。  
 第二条第一項中「振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ。」を「東濃振興局長を除く。、西濃振興局揖斐事務所長及び岐阜地域福祉事務所長(以下「振興局等の長」といふ)に改める。

第五条の見出しを「(保護開始決定通知書等)」に改め、同条第一項中「第二十五条第二項及び第二十六条第一項」を「及び第二十五条第二項」に、「保護決定通知書(別記第十八号様式)」を「保護開始(変更)決定通知書(別記第十八号様式)又は保護申請却下通知書(別記第十八号の二様式)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十六条の書面は、保護廃止(停止)決定通知書(別記第十八号の三様式)によるものとする。

第二十一条中「六月十日」を「知事の指定する日」に改める。

第二十二条を削る。

第二十三条中「別記第四十二号様式」を「別記第四十一号様式」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「別記第四十三号様式」を「別記第四十二号様式」に、「証ひびき書類」を「証拠書類」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条中「別記第四十四号様式」を「別記第四十三号様式」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条を第二十五条とする。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

面 接 記 録 票

面接年月日	年 月 日	面接者	整理番号
保護者	氏 名 ( 歳 )	住 所	
	世帯構成	電話番号	
来 訪 者	氏 名	住 所	
	対象者との関係	電話番号	
相談回数	初回・( )回目(前回来所年月日)	年 月 日	年 月 日
保護歴の有無	無・有 ( )	年 月 日	年 月 日
来 訪 的 (相談内容)			
来訪者への助言内容			
急 迫 状 態 判 断	預貯金・現金等の保有状況		
	ライフラインの停止・滞納状況		
	国民健康保険等の滞納状況		
制度の説明	実施(保護のしおり等:配布・未配布)・未実施		
申 請 意 思	有 ・ 無		
面 接 結 果	申請受理		
	相談のみ(理由)		

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第2条関係)

面接受付簿

整理 番号	面接 月日	来訪者氏名	要保護者氏名	来訪目的 (相談内容)	相 談 結 果 等
----------	----------	-------	--------	----------------	-----------------------


岐阜県十一市警察長「振興局(事務所)長」や「振興局等の長」以下「同警察(警察)  
 長(ならん)同警察(市町村)長」以下「同警察(警察)長」以下「同警察(警察)長」  
 川市警察「市町村」長「振興局(事務所)長」以下「同警察(警察)長」以下「同警察(警察)長」  
 同警察(警察)長「市町村」長「振興局(事務所)長」以下「同警察(警察)長」以下「同警察(警察)長」  
 岐阜県十三市警察長「振興局(事務所)長」や「振興局等の長」以下「すべて」や  
 「すべて」以下「振興局(事務所)福祉課」や「振興局等の福祉課」以下「すべて」や  
 岐阜県十四市警察長「振興局(事務所)長」や「振興局等の長」以下「すべて」や  
 「すべて」以下「すべて」  
 岐阜県十五市警察長「振興局(事務所)長」や「振興局等の長」以下「保護決定(変更)通知書」や「保護開始(変更)決定通知書」以下「、「又は」や「したとき、又は」  
 以下「同警察(警察)長」以下「同警察(警察)長」以下「同警察(警察)長」

第18号の2様式(第5条関係)

年 月 日 第 号  
 振興局等の長  
 様  
 保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

- 記
- 1 却下の理由
  - 2 この通知が申請受理後14日を経過した理由

- (注意)
- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつた日を起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  - 2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、次の1から8までの訴えを提起することができます。
    - イ 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
    - ロ 決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号の3様式 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

振興局等の長

保護廃止 (停止) 決定通知書

年 月 日付 第 号により、決定通知した生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

- 1 した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
- 2 停止する期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

(注意)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のイからハまでの訴えを提起することができます。
  - イ 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
  - ロ 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「振興局 (事務所) 長」を「振興局等の長」に改める。

限記第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 (第7条関係)

第 年 月 日

様

振興局等の長

扶養義務の履行について (照会)

次の方は生活困窮のため、において、生活保護法による保護を 受けることが前提となっています。生活保護法は、対象者の生活困窮程度に応じて必要な保護を行う一方、その世帯の自立助長を目的としています。しかし、この保護に当たっては、民法に定める扶養義務者の扶養 (援助) を優先的に受けることが前提となっています。あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認められますので、別紙扶養届に記入の上回答してください。

1 生活保護対象者

住所	
氏名	続柄 あなたの

2 回答期限

3 回答先

(参考)

生活保護法 (抜粋)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法 (明治29年法律第89号) に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法 (抜粋)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(別紙)

扶 養 届 書

年 月 日

振興局等の長 様

住所 氏名

先に照会のあった、次の者 (甲) に対する扶養について、次のとおり回答します。

生活保護対象者	住所 氏名	続柄	私の
---------	-------	----	----

1 精神的な支援について

精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援内容及び頻度	緊急連絡先 (電話番号 )

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由: )
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	金銭により毎月 (年) を 円送付します。物品により毎月 (年) を 程度送付します。氏名 を引き取ります。その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況

氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円
上記のうち 甲 についての 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円 )					
(2) 資産の状況	有 ・ 無	家屋 田畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	宅 地 山林等	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
(3) 負債の状況	有 ・ 無	負債の内容 住宅ローン その他 ( )	返済月 (年) 額 円	返済終了予定	
(4) 健康保険等の加入状況		国民健康保険 国民健康保険 健康保険 共済 ( ) その他 ( )			

- (記入上の注意)
- 1 該当するものを て囲み、必要事項を記入して下さい。
  - 2 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
  - 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

第11条第1項第1号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第2号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第3号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第4号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第5号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第6号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第7号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第8号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第9号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第10号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第11号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第12号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第13号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第14号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第15号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第16号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第17号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第18号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第19号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第20号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第21号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第22号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第23号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第24号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第25号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第26号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第27号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第28号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第29号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第30号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第31号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第32号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第33号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第34号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第35号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第36号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第37号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第38号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第39号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第40号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第41号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第42号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第43号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第44号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第45号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第46号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第47号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第48号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第49号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第50号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第51号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第52号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第53号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第54号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第55号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第56号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第57号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第58号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第59号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第60号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第61号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第62号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第63号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第64号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第65号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第66号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第67号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第68号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第69号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第70号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第71号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第72号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第73号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第74号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第75号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第76号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第77号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第78号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第79号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第80号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第81号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第82号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第83号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第84号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第85号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第86号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第87号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第88号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第89号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第90号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第91号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第92号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第93号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第94号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第95号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第96号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第97号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第98号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第99号「振興局長」及び「振興局長」  
 第11条第1項第100号「振興局長」及び「振興局長」

1 この規則第11条第1項第1号の改正規定、第11条第1項第2号の改正規定及び別記第41条第1項第1号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

(発布期日)

2 平成二十五年四月一日附出された改正前の岐阜県社会福祉法施行規則の規定のうち「振興局長」及び「振興局長」の書類は、改正後の岐阜県社会福祉法施行規則の規定のうち「振興局長」及び「振興局長」の書類とみなす。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項を除く。）中「振興局長」を「振興局等の長」に改める。

第二条第一項中「振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ」を「東濃振興局長を除く。、西濃振興局揖斐事務所長及び岐阜地域福祉事務所長（以下「振興局等の長」といふ）に改める。

第十三条から第十五条までを削る。

第十六条中「別記第三十二号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

別記第十二号様式中「振興局（事務所）長」を「振興局等の長」に、「あたって」を「当たって」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記第十三号様式中「証拠書類」を「証拠書類」に、「振興局（事務所）長」を「振興局等の長」に改める。

別記第十四号様式、別記第十七号様式から別記第二十三号様式までの規定中「振興局（事務所）長」を「振興局等の長」に改める。

別記第二十五号様式中「振興局（事務所）長」を「振興局等の長」に、「あて」を「宛て」に改める。

別記第二十八号様式中「振興局（事務所）長」を「振興局等の長」に、「証拠書類」を「証拠書類」に改める。

別記第二十九号様式から別記第三十一号様式までを削る。

別記第三十二号様式中「（第16条関係）」を「（第13条関係）」に改め、同様式を別記第二十九号様式とする。

附則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

平成二十五年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社